

第25期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2024年12月20日(金)

午前10時30分(受付開始10時)

開催場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号

東京マリオットホテル B1F アイリス

(末尾の会場案内図をご参照ください)

決議事項

会社提案

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

株主提案

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 剰余金の処分の件

第6号議案 自己株式の取得の件

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

株主の皆様へ

当社はインターネットによる議決権行使を採用しております。

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より当社への格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第25期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

第25期は、昨年11月に公表した中期利益計画の初年度となりましたが、主に欧米における金利の上昇や世界各地で地政学的な緊張が継続するなど依然として先行きが不透明なビジネス環境下でも、計画を上回る業績を達成し、着実に進捗しました。また、グローバルコマース事業もセグメント単体で流通総額1,000億円を目前とするなど成長を続けており、それもひとえに株主の皆様によるご支援の賜物と存じます。

当社の中核事業であるグローバルコマース事業は、代表の私が2008年に発生したリーマン・ショック後に歯止めの効かない人口減少などの大きな変化を迎える日本で希望を作ること为目标として始めた事業です。15年以上にわたり市場を外に向けてことで外貨を獲得し、世界を日本に近づけることを目指し取り組んでまいりました。一例として、当初はベビー用品が売れ筋でしたが、現在ではホビーやIP関連の商品が取り扱いの3割を超えるようになりました。



また、グローバルコマース事業において、当該領域への注力を行うことで市場をさらに広げることができると見込んでおり、日本だけでなく世界中の商品を取り扱うグローバルプラットフォームの提供を目指します。今後も当社は事業を通じて外貨を獲得するとともに、日本の可能性を広げる企業を目指し、チャレンジを継続してまいります。

当社グループではBEENOSの商号に込めた「ミツバチ」のように世界中の「人」、「モノ」、「情報」をつなぎ、新しい価値を提供するとともに、企業価値の向上に努める所存です。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年11月

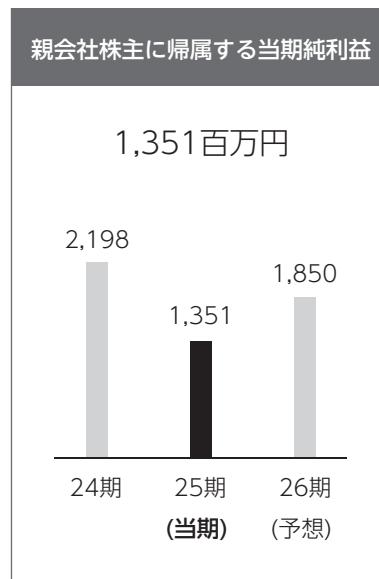
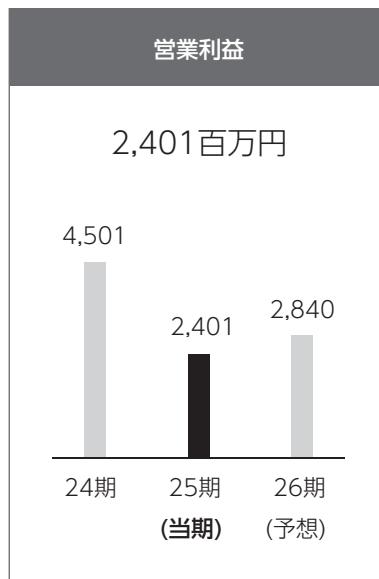
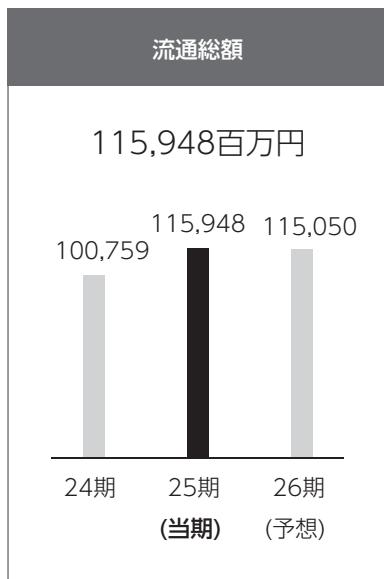
執行役員社長（代表取締役）兼 グループCEO

直井 聖太

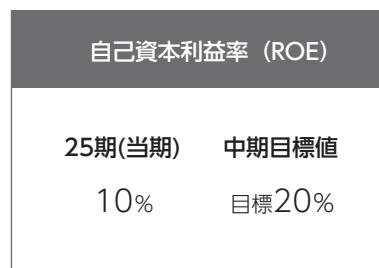
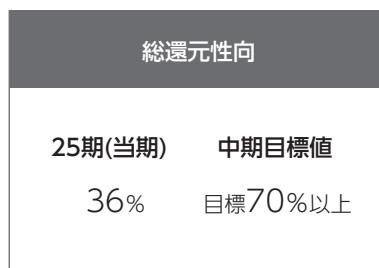
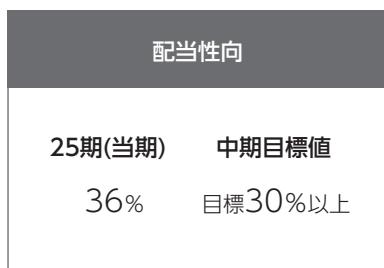
財務ハイライト

第25期（2024年9月期）の連結業績

単位：百万円



中期経営指標と当期実績



証券コード：3328

2024年12月5日

(電子提供措置の開始日2024年11月28日)

株主のみなさまへ

東京都品川区北品川四丁目7番35号
B E E N O S 株式会社
執行役員社長 直井 聖太
(代表取締役)

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、会社法第325条の3第1項及び当社定款第18条の規定に基づき電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて「第25期定時株主総会招集ご通知」及び「第25期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://beenos.com/investors/ir-library/annual/	
----------	---	---

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	
----------	---	---

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（3328）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月19日（木曜日）午後5時30分までに、到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2024年12月19日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2024年12月20日（金曜日）午前10時30分
2. 場所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル B1階 アイリス
3. 目的事項
報告事項 1. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
案 <会社提案>
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
<株主提案>
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第4号議案 定款一部変更の件
第5号議案 剰余金の処分の件
第6号議案 自己株式の取得の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（代理人の議決権行使書、委任状、委任者本人の議決権行使書もしくは身分証明書（印鑑証明書・パスポート・運転免許証等））のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

5. その他本招集ご通知に関する事項

◎電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付している書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をされた株主様へ交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類のみを記載した書面をご送付しております。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://beenos.com/>）にてお知らせいたします。

株主総会終了後、当社グループ事業報告会を予定しております。引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会ご出席

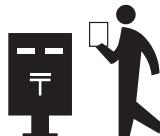


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

株主総会開催日時

2024年12月20日(金)
午前10時30分

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年12月19日(木)
午後5時30分 到着

インターネット



指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、行使
期限までに賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2024年12月19日(木)
午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください

ご注意事項

- ※ 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※ インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にてご利用いただけます。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認のうえご利用いただけますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

議決権行使書
BEENOS株式会社 御中

株主番号

会社選案		株主選案			
第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案	第4号 議案	第5号 議案	第6号 議案
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○

2024年12月 日

各議案につき賛否の表示をされた場合は、会社選案については、各社選案については賛否の表示をされたものとして取扱います。

BEENOS株式会社

議決権行使期間

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年12月19日午後5時30分までに送付いただく必要があります。
- 第1号議案および第3号議案の賛否をご表示の際、一部の賛否者の方の賛否を誤って表示される場合は、「株主総会参加書類」に記載の当該賛否者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はききりご印刷を致さずに行ってください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、予め当ホームページで確認するか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし、2024年12月19日午後5時30分までに行使ください。この場合、議決権行使書を送付する必要はありません。

（ご留意）
株主総会の各議案につきましては、当株主総会事務局の受付時間内（受付時間）において、第3号議案から第6号議案（株主総会）に当株主総会事務局の受付時間（受付時間）までご来場いただけます。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右方を切離すにそのまま受付係様へ提出ください。

BEENOS株式会社

「スマート行使」 について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。なお、この方法での議決権行使は1回に限りです。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031

(受付時間 9:00~21:00)

1 WEBサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の最新情報をご確認ください。
- 本サイトの「次へ進む」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使期間は、Webブラウザを閉じてください。

次へ進む

＜その他の案内＞

- 議決権行使書の電子記録で利用の非通知の手続きをご希望の場合は、こちらをクリックしてください。
- 議決権行使書の電子記録について、詳細をご確認ください。すでにご利用いただいているメールアドレスの変更、電子記録の非通知の手続きなど、追加でクリックしてください。
- 住所変更や株主名義変更などの情報送付のご依頼は、こちらをクリックしてください。

2 ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- 電子メールによる議決権行使権限を有効にする株主の場合は、招請通知電子メールアドレスに記載されています。

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

3 パスワードの入力

*** ご自分で登録するパスワードへの変更 ***

- メールアドレスの変更のため、パスワードを自分で登録する必要がある場合があります。
- 議決権行使書用紙に記載のログインIDとパスワードを登録することで、議決権行使権限を有効にする株主の場合は、招請通知電子メールアドレスに記載されています。

議決権行使書用紙に記載のパスワード:

パスワードを再入力してください:

パスワードの長さ: 8文字以上、英数字と記号を組み合わせる。

変更

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本株主総会の終了を以って、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものです。なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位及び担当
1	再任	なお い 直 井 しょう た 聖 太 (男性)	執行役員社長（代表取締役） グループCEO グローバルコマースDivision担当 インキュベーションDivision担当
2	再任	せん とう 仙 頭 けん いち 健 一 (男性)	常務執行役員（取締役）
3	再任	み うら 三 浦 たい すけ 敦 佑 (男性)	常務執行役員（取締役） コーポレート・戦略担当
4	再任 社外取締役 独立役員	にし 西 なお ふみ 直 史 (男性)	社外取締役

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
1	なおい しょうた 直井 聖太 (1980年12月25日生)	2005年 4 月 株式会社ベンチャーリンク入社 2008年 9 月 当社入社 2009年10月 tenso株式会社執行役員就任 2012年 5 月 同社代表取締役就任 (現任) 2012年10月 TENSU UK LTD Director就任 (現任) 2013年12月 当社取締役就任 2014年12月 当社代表取締役社長兼グループCEO就任 2015年 2 月 BEENOS Asia Pte. Ltd. Director就任 (現任) 2015年 4 月 株式会社ショップエアライン 取締役就任 2015年 5 月 モノセンス株式会社取締役就任 2015年11月 台湾転送股份有限公司董事長就任 (現任) 2017年10月 BeeCruise株式会社代表取締役就任 (現任) 2018年 8 月 メトロエンジン株式会社取締役就任 2018年11月 tenso Hong Kong Limited Director就任 (現任) 2019年 3 月 FASBEE株式会社取締役就任 2019年12月 株式会社ショップエアライン取締役会長就任 (現任) 2019年12月 モノセンス株式会社 (現BEENOS Entertainment株式会社) 取締役会長就任 (現任) 2019年12月 BEENOS Travel株式会社取締役就任 2019年12月 株式会社デファクトスタンダード取締役会長就任 2020年 1 月 BEENOS Travel株式会社取締役会長就任 (現任) 2020年 2 月 BEENOS Entertainment株式会社取締役就任 2020年 3 月 BEENOS Entertainment株式会社取締役会 長就任 2020年 6 月 必諾希亞太行銷股份有限公司董事就任 (現任) 2020年 8 月 必諾希电子商务(上海)有限公司董事就任 (現任) 2020年10月 当社執行役員社長 (代表取締役) 兼グルー プCEO就任 (現任) 2020年12月 JOYLAB株式会社取締役会長就任 2020年12月 BEENOS HR Link株式会社取締役会長就任 (現任) 2020年12月 FASBEE株式会社取締役会長就任 (現任) 2022年 2 月 BeenoStorm株式会社取締役会長就任 (重要な兼職の状況) tenso株式会社代表取締役 BeeCruise株式会社代表取締役	296,200株
(取締役候補者選任の理由) 直井聖太氏は、当社業務執行取締役及び当社子会社tenso株式会社代表取締役としてクロスボーダービ ジネスを当社の中核事業に成長させ、2014年12月より当社代表取締役社長兼グループCEOとして、 クロスボーダー事業を軸とした新グループ成長戦略を推進し、強いリーダーシップを発揮し、日本と 海外を繋ぐグローバルプラットフォームの創造を目指して当社グループを統率・牽引しており、当社 グループの業務に精通しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の 実効的な強化を図る観点から、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができ ると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断するものであり ます。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
2	せんとう けんいち 仙頭 健一 (1979年7月4日生)	2002年4月 富士通サポートアンドサービス株式会社（現株式会社富士通エフサス）入社 2006年3月 当社入社 2012年2月 モノセンス株式会社（現 BEENOS Entertainment株式会社）代表取締役就任 2014年12月 当社取締役就任（現任） 2017年10月 BeeCruise株式会社取締役就任 2019年12月 株式会社デファクトスタンダード代表取締役就任 2020年10月 当社常務執行役員就任（現任） 2020年12月 JOYLAB株式会社取締役就任 2022年2月 BeenoStorm株式会社取締役就任 2024年4月 BeeCruise株式会社取締役就任（現任）	129,300株
<p>(取締役候補者選任の理由)</p> <p>仙頭健一氏は、これまでに当社子会社のBEENOS Entertainment株式会社（旧モノセンス株式会社、商品プロデュース・ライセンス事業）を代表取締役として立ち上げ、成長させてきた実績をもち、さらに2019年12月からは株式会社デファクトスタンダード（ブランド・アパレル買取販売事業）の代表取締役として、事業の構造改革を推進してまいりました。現在は、EC、エンターテインメント両領域の知見を活かし、当社が新規に取り組むグローバルIPプラットフォーム事業の推進を行っております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断するものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	<p style="text-align: center;">みうら たいすけ 三浦 敦佑 (1982年8月22日生)</p>	<p>2007年 4月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2009年11月 アクセンチュア株式会社入社 2010年11月 コクヨ株式会社入社 2015年 4月 日本ヒルティ株式会社入社 2017年 8月 株式会社アサツーディ・ケイ (現 株式会社ADKホールディングス) 入社 2021年 8月 当社入社 事業戦略推進室長就任 2022年12月 当社執行役員兼CSO就任 2022年12月 株式会社デファクトスタンダード取締役就任 2023年12月 tenso株式会社取締役就任 (現任) 2023年12月 株式会社ショップエアライン取締役就任 (現任) 2023年12月 BEENOS Entertainment株式会社取締役就任 (現任) 2023年12月 BeeCruise株式会社取締役就任 (現任) 2023年12月 株式会社BEENOS Partners代表取締役就任 (現任) 2023年12月 Shop Airlines America,Inc. Director 就任 (現任) 2023年12月 BEENOS Asia Pte. Ltd. Director就任 (現任) 2023年12月 BEENOS Plaza Pte. Ltd. Director就任 (現任) 2023年12月 当社取締役就任 (現任) 2023年12月 当社常務執行役員就任 (現任) 2024年 7月 BEENOS AMERICA INC. CEO就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社BEENOS Partners代表取締役 BEENOS AMERICA INC. CEO</p>	17,950株
<p>(取締役候補者選任の理由)</p> <p>三浦敦佑氏は、コンサルティング会社や国内外の事業会社における経営戦略立案、経営改革、機構・制度改革及びガバナンス・企業文化も含めたPMIの推進など、豊富な実務経験における幅広い知見を活かし、2022年12月から当社執行役員兼CSOとして、持続的な成長に向けた経営基盤の強化に尽力し、さらに2023年12月からは当社常務執行役員(取締役)として、当社グループ全体の管理部門を統括、バリューサイクル事業の売却を主導するなど、経営判断、執行の両面においてリーダーシップを発揮しております。当社といたしましては、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図る観点から、同氏が引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断するものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
4	にし なおふみ 西 直史 (1979年12月18日生)	2004年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2007年 5 月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC入社 2014年 7 月 株式会社マクロミル執行役就任 2017年 9 月 株式会社マクロミル取締役(監査委員)就任 2018年 3 月 株式会社アサツーディ・ケイ(現 株式会社ADKホールディングス)社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年 8 月 株式会社Works Human Intelligence社外取締役就任(現任) 2019年 9 月 株式会社マクロミル指名委員就任 2019年 9 月 エンバーポイント株式会社社外取締役就任 2020年 9 月 株式会社マクロミル報酬委員就任 2020年11月 ハイ株式会社(現 STORES株式会社)社外取締役就任(現任) 2020年12月 当社社外取締役就任(現任) 2021年 1 月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC マネージングディレクター就任 2021年 3 月 株式会社WHI Holdings社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2021年 6 月 株式会社With(現 株式会社エニトグループ)社外取締役就任(現任) 2021年 7 月 株式会社イグニス社外取締役就任 2021年12月 日本セーフティー株式会社社外取締役就任(現任) 2022年 2 月 株式会社リンクウエル社外取締役就任 2022年 8 月 株式会社With(現 株式会社エニトグループ)監査等委員就任 2022年10月 株式会社トライステージ社外取締役就任 2022年11月 株式会社ネットマーケティング取締役(監査等委員)就任 2022年11月 株式会社マッシュホールディングス取締役就任(現任) 2022年12月 株式会社ダブリュー(現 株式会社with) 取締役就任 2023年 1 月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC パートナー就任(現任) 2023年 1 月 株式会社Omiai取締役就任 2023年 4 月 株式会社IDAJ社外取締役就任(現任) 2023年 5 月 株式会社ストリートホールディングス社外取締役(指名委員・報酬委員)就任(現任) 2023年 7 月 インパクトホールディングス株式会社 社外取締役就任(現任) 2023年12月 NSグループ株式会社 取締役就任(現任) 2024年 1 月 株式会社システム情報(現 株式会社SI&C)社外取締役(監査等委員)就任 2024年 3 月 株式会社システム情報(現 株式会社SI&C) 取締役就任(現任) 2024年 6 月 株式会社アウトソーシング社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2024年 7 月 株式会社スノーピーク取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC パートナー	0株
(社外取締役候補者選任の理由及び期待される役割の概要) 西直史氏は、グローバルな投資会社での豊富な経験及び高度な専門性を有しており、かつ、企業の社外取締役や指名委員、報酬委員として、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を図ってきた実績を有しております。当社といたしましては、同氏が引き続き、社外取締役として、客観的な立場より当社の経営全般に有益な提言、助言をいただけるものと考えております。			

- |||||
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者西直史氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 当社は西直史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 西直史氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、各取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会の終了を以って、現在の監査等委員である取締役のうち、次の1名は任期満了となりますので、改めて選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名	現在の地位及び担当
再任 社外取締役 独立役員	おお さわ はるか 大 澤 玄 (女性)	社外取締役 監査等委員

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おおさわ はるか 大澤 玄 (現姓：根本) (1979年10月14日生)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2010年 2月 伊藤忠商事株式会社入社 2016年 6月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 法務統括部長就任 2019年 1月 三浦法律事務所 パートナー就任(現任) 2019年 3月 株式会社ALBERT社外監査役就任 2022年12月 当社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年 6月 ビアメカニクス株式会社社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年 6月 キャディ株式会社社外監査役就任(現任) 2024年 6月 株式会社シーユーシー 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) (重要な兼職の状況) 三浦法律事務所 パートナー 株式会社シーユーシー 社外取締役(監査等委員)	0株
(社外取締役候補者選任の理由及び期待される役割の概要) 大澤玄氏は、弁護士として高度な専門知識に加え、商社等での勤務経験を通じて培われた企業法務分野における豊富な実務経験を有しております。これらの実績が、当社グループの事業にも関連し、法務面に関する有益な助言や提言など、当社の経営の適切な監督に貢献いただくことができると判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しております。		

- (注) 1. 大澤玄氏は、三浦法律事務所パートナーであり、当社子会社が同法律事務所の提携事務所である Miura & Partners USと顧問契約を締結しておりますが、その取引額は過去3年間の平均で年間1,000万円未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
2. 取締役候補者大澤玄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、取締役候補者大澤玄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 当社は、大澤玄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であり、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 大澤玄氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。
5. 当社は、取締役候補者が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3

第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役になされた場合には、取締役候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

6. 取締役候補者の大澤玄氏の戸籍上の氏名は根本玄であります。

議案のご参考

取締役の選任基準

当社は、取締役候補者について、以下の基準を満たす者から選任し、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしております。

- (1) 株主より選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するための資質を備えていること
- (2) 業務執行取締役については、当社グループの事情に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行する能力を有すること
- (3) 社外取締役については、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、企業経営に関する一般常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な資質を有していること
- (4) 独立社外取締役は、前項に加え、当社の独立性判断基準を満たすこと
- (5) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること

社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- (1) 当社及び子会社との関係
 - ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。）
 - ② 就任前10年間（但し、就任前10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
 - ③ 当社の会計参与
 - ④ 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
- (2) 取引先企業との関係
 - ① 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループであつて、直近事業年度における取引額が当該グループの年間売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
 - ② 当社グループの主要な取引先（当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであつて、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者

|||||

(3) 経済的利害関係・専門的サービス提供者

- ① 当社グループから取締役、監査役（常勤・非常勤を問わない）を受入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ② 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ③ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者

(4) 株主との関係

- ① 当社グループの主要株主（直接保有、間接保有の双方を含む議決権保有割合10%以上の株主）又は当該主要株主が当社の親会社である場合は、業務執行者でない取締役、監査役を含む
- ② 当社の兄弟会社の業務執行者

(5) 該当事期

最近5年間に於いて上記（2）～（4）に該当する者

(6) 近親者

上記（1）～（5）に該当する者（重要な地位にある者に限る）の近親者等（配偶者及び二親等内の親族）

取締役（現任/候補者）が特に有する専門性・経験

当社は、取締役候補者について、取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役全体としての知識、経験及び能力のバランスを考慮し、総合的に検討した上で、指名しております。

(1) 各スキルの定義

企業経営・経営戦略：企業経営の経験、経営戦略の立案・実行の経験

ファイナンス・会計：財務、経営管理、M&Aに関する専門性

新規事業：新規事業の立案、実現に関する専門性

IT：ITに関わる技術戦略の策定や開発経験

セールス・マーケティング：ITサービスのリリースから展開、各種マーケティングの経験

グローバルビジネス：国際的なサービスの立上げ、運営経験

人材開発・労務：人事制度、組織開発、育成及び労務に関する専門性

法務・リスクマネジメント：法律・リスクマネジメントに関する専門性

(2) スキルマトリックス

対象議案	第1号議案				任期中の取締役			第2号議案
	候補者番号	1	2	3	4			
候補者名	直井 聖太	仙頭 健一	三浦 敦佑	西 直史	上保 康和	近藤 希望	高橋 由人	大澤 玄
役職	代表取締役 執行役員社長 兼グループCEO	取締役 常務執行役員	取締役 常務執行役員	独立役員 社外取締役	独立役員 社外取締役 監査等委員	独立役員 社外取締役 監査等委員	独立役員 社外取締役 監査等委員	独立役員 社外取締役 監査等委員
企業経営・経営戦略	○	○	○	○	○	○	○	
ファイナンス・会計			○	○	○	○	○	
新規事業	○	○						
IT	○	○						
セールス・マーケティング	○	○						
グローバルビジネス	○		○					○
人材開発・労務	○		○					
法務・リスクマネジメント					○	○		○

ニューヨークオフィス勤務)

- 2001年4月 同社 シニア・ヴァイス・プレジデント
- 2005年4月 十字屋証券株式会社 取締役(新規事業推進担当)
- 2006年5月 株式会社ヴァレックス・パートナーズ代表取締役(現任)
- 2012年4月 十字屋ホールディングス株式会社 取締役
- 2013年12月 藤井酒造株式会社 取締役(現任)
- 2018年9月 株式会社JWC 代表取締役(現任)
- 2021年6月 十字屋ホールディングス株式会社 代表取締役(現任)

【所有する当社株式の数】

0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 安治郎社外取締役候補者が代表を務める株式会社ヴァレックス・パートナーズは、2024年10月21日現在で当社株式を200株保有するとともに、同日現在当社株式を合計1,280,300株保有する顧客らとの間で投資一任契約を締結しています。なお、株式会社ヴァレックス・パートナーズ及び同社の上記顧客らの所有議決権の当社の総株主の議決権の数に対する割合は10%未満であるため、当社の主要株主には該当しません。
4. 各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。各候補者からは、その選任が承認された場合、当社が各候補者を独立役員として届け出ることについて承諾を得ています。
5. 当社は、現在の各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結していることです。提案者は、各候補者の選任が承認された場合、当該各候補者との間においても同様の責任限定契約を締結するよう当社に求めます。
6. 安治郎社外取締役候補者の報酬については年額1円を想定しております。
7. 上記各候補者の略歴は、2024年10月21日時点のものです。

2 提案の理由

(1) 社外取締役の選任を提案する理由

当社のBuyeeを主軸とするグローバルコマース事業は、近年目覚ましい成長を遂げており、提案者はこれを高く評価しています。しかしながら、当社の株価については当社本来の企業価値を大きく下回っていると考えており、その主たる要因は、①新規事業投資についての規律の不透明性、②合理的な資本配分の枠組みの欠如、③これらの点に関する社外取締役のガバナンス機能不足、であると考えています。

まず、新規事業投資については、例えば2023年9月期をみると、中核事業である「Eコマース事業」のセグメント利益約35億円に対し、新規事業セグメントである「その他事業」の赤字が約10億円にのぼっており、中核事業の利益の3割程度が新規事業への投資に使われている計算になります。このように、中核事業で上げた利益の多くが新規事業に対する投資へと充てられている中で、中核事業との関連性が低いと思われる新規事業への投

資も行われており、また、撤退基準などの投資に関する規律が不透明であることが、資本市場からの不信感につながって株価が低迷していると提案者は考えています。提案者は新規事業を一律に否定するものではありませんが、明確な撤退基準や年間の赤字額の上限など、一定の規律の下で実施すべきものと考えています。

次に、株主還元方針等を含む資本配分に関する方針もまた、現状では透明性を欠くため、資本市場から評価される合理的な資本配分の枠組みが必要であると考えています。

最後に、当社の取締役会構成については、社外取締役が過半数を占めており公認会計士及び弁護士を含むなど、一定の有効性を期待できると評価しております。しかしながら、上記に挙げた新規事業や資本配分についての規律・枠組みの不透明性がこれまで継続していることに鑑みると、当社の取締役会におけるガバナンス機能には向上の余地があるものと考えており、上記のような課題の解決に資する経験と知見を有する社外取締役をさらに加えることで、より株主共同の利益にかなう取締役会構成にすべきと考えています。

以上が、納谷 洋充氏及び安 治郎氏を社外取締役として選任することを提案する理由です。

(2) 納谷 洋充氏を社外取締役候補者とした理由

納谷氏は、GE（ゼネラル・エレクトリック）、アマゾン等のグローバル企業での勤務経験があり、グローバルスタンダードの事業運営と投資規律についての考え方を当社取締役会に提供する経験と知見を有しています。それに加えて、アマゾン勤務時代にはHead of Japan Export and Importとして輸出事業の立ち上げに携わった経験があり、当社の事業と密接に関連した経験と知見も有しています。このような経験と知見から、納谷氏は当社の社外取締役として適任であると提案者は考えています。

(3) 安 治郎氏を社外取締役候補者とした理由

安氏は、2006年に独立系運用会社である株式会社ヴァレックス・パートナーズを共同設立して以来、ポートフォリオマネージャーとして日本の中堅上場企業に対して長期的な投資を行ってきました。多くの上場企業を分析し、投資を行ってきた経験から、株式投資に関する豊富な経験と知見を有しており、株主共同の利益に十分配慮した経営、株主・資本市場との対話の深化、資本市場からより評価されるためのベストプラクティス等について助言を行うことができます。また、安氏が代表取締役を務める株式会社ヴァレックス・パートナーズが運用を行っている投資一任口座にて、当社株式を発行済株式数の10%程度保有しており、当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブを強く有しております。以上を踏まえ、安氏は当社の社外取締役として適任であると提案者は考えています。

[当社取締役会の意見]

当社の取締役会としては、第3号議案に 反対 いたします。

【反対の理由について】

当社は、本定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の再任についての議案を提出する予定ですが、いずれの取締役も知識、経験を十分に有しており、また、それぞれの持つスキルのバランスがとられているものと考えております。加えて、当社はグローバルに事業を展開するにあたって、意思決定のスピードを重視しており、現業務執行取締役の体制においては、非常に迅速に意思決定がなされ、取締役会においてその意思決定について適切に監督しております。したがって、当社といたしましては、会社の提案する取締役が取締役会の構成として最適であると考えております。

また、当社は、株主が提案する候補者である納谷氏と面談を実施しており、株主が同氏を候補者とした理由として記載しているとおり、アマゾンジャパン合同会社を含むグローバル企業での勤務経験が豊富であり、一定の知見を有していると認識いたしましたが、当社取締役会にはグローバルビジネスや、事業運営、投資についての知見を十分に有する取締役が複数おり、これを補完するものではないと考えております。

さらに、株主が提案する候補者である安氏は、提案者である株式会社ヴァレックス・パートナーズの代表であり、自身を含めた特定の株主の利益に偏った判断がなされる可能性があり、当社の企業価値の向上に資さないものと考えております。

以上のとおり、当社は、会社が提案する取締役会の構成が最適であり、株主が提案する候補者の選任は不要であると考えていることから、本株主提案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更の件

1 議案の要領

定款第41条を以下のとおり変更する（変更箇所には下線を付す。）。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。なお、本議案は、議案「剰余金の処分の件」及び「自己株式の取得の件」に先立ち決議されるものとし、本定時株主総会において可決された時点でその効力を生じるものとする。

現行定款	変更案
(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>	(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって定めることができる。</u>

2 提案の理由

会社法上は剰余金の配当等の決定権限は株主総会にあることが原則であるところ、当社の現行定款は、剰余金の配当に関して株主総会での議論を排し、配当決定権限を取締役に専属的に付与しています。これは、当社取締役会が株主の意思を適切に理解し、配当政策に反映させる重要な機会を失わせるものです。

また、2022年7月から2023年6月までに行われた株主総会に関する調査（商事法務研究会編「株主総会白書2023年度版—電子提供制度の施行を迎えて—」商事法務2344号37頁以下）によれば、回答上場会社1,979社のうち、取締役会に配当の決定権限を専属させている会社は208社（10.5%）に過ぎないとのことであり、株主総会の決議によって定めないとの方針を取っている上場企業は全体の十分の一と、ごく稀です。

これらの点に鑑み、また、当社取締役会が危機管理時などにおいて資本政策の機動性にも配慮できるよう、現行定款を「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」とすることを提案します。これにより、定款変更後は、株主総会と取締役会の双方において、剰余金の配当等の決定権限が併存することとなりますので、株主の意思の反映及び資本政策の機動性の双方に配慮した規定となります。

第5号議案 剰余金の処分の件

1 議案の要領

第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において提案者以外の当社株主が剰余金の処分に関する議案を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金128円から、現行定款第41条に基づいて本定時株主総会の開催日までに2024年9月期末の剰余金の処分(処分の予定を含む。)として当社取締役会が決定した当社普通株式1株当たりの剰余金配当額及び本定時株主総会において提案者以外の当社株主が提案し承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額の合計額を控除した金額

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2024年9月30日現在の当社発行済普通株式総数(自己株式を除く)を乗じて算出した金額)

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

2 提案の理由

当社は、東京証券取引所の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応要請に際し、2024年5月8日付けのコーポレートガバナンス報告書において、「資本効率面ではROE10%以上の維持を目安に財務の健全性維持に努めております。」としています。もっとも、当社はインキュベーション事業の売却や、バリューサイクルセグメントの売却などを要因として、連結当期利益が大きく上下動する傾向が見られ、当期利益に紐づいた「ROE10%以上」との指標設定は、事業目標の開示における透明性という観点から、必ずしも投資家や一般株主にとって有益な開示とは言い難い面が認められます。加えて、当社のインキュベーション事業損益を除く中期連結営業利益目標は50億円ですが、実効税率を約3割と仮定した場合、大幅な持分法による投資損失や為替差損がない前提であれば、インキュベーション事業損益を含まない連結当期利益は約35億円と推計されます。したがって、直近時点の株主資本水準に基づけば、自社株買い等を通じた自己資本の適正化が全くなされない場合でも、妥当なROE中期目標は少なくとも本来23.5%以上であるべきです。このように、当社は、当社自身の事業特性を十分考慮せず、また、当社の中期的な事業上の経営目標とも大幅に乖離した開示をもつ

て、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」にコンプライしているとしている現在の状況は、東京証券取引所の求める開示の趣旨に照らして、大いに改善の余地があると言えます。

また、当社の、2023年11月22日の「剰余金の配当の決議に関するお知らせ」と題する公表資料によれば、「配当を通じた株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けて」いるとのこと。この点において、当社は手元現預金が162億円と、財務健全性も十分に高い水準にあることから、これ以上の貸借対照表上の現預金の蓄積が必要とは認められず、東京証券取引所の求める資本コストや株価を意識した経営という側面からも、資本効率の改善は急務であることが明白です。したがって、当社の研究開発や設備投資、人材投資といった投資分を差し引いた、株主に帰属する当期利益につき、配当性向50%以上又はDOE10%以上の何れが高いほうを下限とするなど、適切な水準の中長期的な株主還元方針を設定し、開示すべきであると考えられます。

さらには、直近の2024年8月6日の直近決算短信開示時点において、前述の通り当社の現金及び預金は162億円と、総資産の半分以上を現金及び預金で占めるなど、歪な資本構成となっております。また当社の営業活動によるキャッシュ・フローは、第2四半期決算報告書の金額から外挿すれば、年換算で40億円を超える規模に改善しているとみられ、この金額は今後においても伸長する当社計画です。このような状況から、資本構成を早期に改善する上でも、当期の当社株主に帰属する利益は、さらなる現預金の滞留ひいては資本構成の一層の非効率化に充当されるべきではなく、株主に適切に還元されるべきです。

当社の事業状況並びに財務状況は十分に健全な水準にあり、有利子負債残高が現金及び預金額を下回る、いわゆる「ネットキャッシュ」の状況にあります。従業員への還元や研究開発・マーケティング投資、既存事業への投資といった事業成長投資全般は、株主に帰属する当期利益の前に支払われる費用であること、また仮に当社が機動的なM&Aなどの選択肢を考慮する場合であっても、現在の100億円を優に超える手元現預金および、有利子負債の調達余力で十分に事足りると考えられます。また、当社が保有する純現預金や有価証券、インキュベーション事業の時価評価などを考慮した企業価値が低迷していることからすれば、M&Aを通じて自己株式の取得を超える一株当たり利益の増加をもたらす案件発掘が容易ではないことは、外形的にも明らかと言えます。提案者は、当社が中長期にわたり企業価値を持続的に成長する上で、必要十分な事業投資を実施することは、経営においても極めて重要な事項であると考えており、その上で、残余が生じる場合には都度、機動的に株主還元を行うことが適切であると考えております。そもそも、当社は、中期経営計画などの開示を通じて、ROE20%以上など資本コストを十分上回るような、M&Aその他の投融資についての案件パイプラインが存在していないものと、一般株主や投資家は考えざるを得ない状況です。

提案者は、当社が当期の株主に帰属する利益について、十分な水準を株主還元で充当することを通じて、企業価値評価の低迷をいち早く改善するとともに、今後の資本政策や投資方針、持続的な中長期の株主還元方針についても、中期経営計画と合わせて早期に対外的にコミットすることを期待します。これは、提案者を含む株主が、当社株式価値が1,200円台といった水準まで低迷した状況にあっても当社を継続的に支援してきたことに報いるとともに、中長期的にも引き続き株主の期待に応える企業であり続けることを対外的に約束することに繋がります。

以上のことから、提案者は、当社の2024年9月期の連結配当性向が100%になるよう、2024年9月期末に

おいて、1株当たり128円の期末配当を実施することを提案します（当社取締役会が、現行定款第41条に基づいて本定時株主総会の開催日までに2024年9月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）を決定した場合、及び、本定時株主総会において提案者以外の当社株主が剰余金処分を提案し承認された場合、期末配当が1株当たり128円になるよう調整するものとします。2024年9月期期末配当総額は、一株当たり配当額に、2024年9月30日の発行済株式数（自己株式を除く。）を掛けて計算されます。）。

【当社取締役会の意見】

当社の取締役会としては、第4号議案及び第5号議案に 反対 いたします。

【反対の理由について】

定款一部変更の件 及び 剰余金の処分の件

当社は、配当を含む株主還元については、中長期的な事業成長のための成長等投資並びに資本政策と併せて検討、議論されるべきであると考えており、事業の詳細や各事業をとりまく競争環境について深く理解している事業執行取締役を含めた取締役会が、還元について機動的に決定を行うことが中長期の事業成長に資すると考えております。また、当社は株価のボラティリティが小さく、株主が長期に株式を保有しやすいと考えられる状況を維持することが、長期的に株主価値の向上につながるものと考えております。しかしながら、当社は投資損益の多寡が連結利益に影響し利益が安定せず、株価のボラティリティが大きい状態が続いております。そこで、当社はこの状況を課題と認識し、現在は事業の安定的な成長及び投資事業損益のコントロールにより、連結利益の安定的な成長と、その結果としての企業価値の安定的な成長を目指しております。

また、当社は従前より累進配当を還元方針とし、利益の成長が停滞した期においても減配せず、また、事業の成長により利益が伸長した期には増配し還元を継続してまいりました。加えて、配当性向の方針を新たに30%以上と設定し、事業成長に応じ、還元額を増加させることをより明確にしております。さらに、総還元性向70%以上も併せて方針としており、自己株買いを含めた株主還元を積極的に行う方針としております。

このような積極的な還元と同時に、当社はM&Aや新規事業の成長によるグループの成長により、投資事業損益を除いた連結営業利益50億円の達成を2028年9月期までの中期目標に掲げており、事業の中長期の成長のために一定の規模の事業投資が必要であると考えております。

以上のとおり当社は、成長と還元のバランスを意識した経営により、中長期的に成長を継続することを今後も目指す考えです。しかし、株主による本提案は一時的に配当性向を高めるものであり、株価のボラティリティを招く恐れがあることに加え、中長期に実現を目指している安定した事業成長および還元について、見直しが必要になる提案であると考えられるため、当社取締役会は本提案に反対いたします。

なお、現在当社が発表している中期利益目標及び還元方針は、本提案の内容との両立が困難であるため、本提案が可決された場合には、目標及び方針の変更を行う予定です。

第6号議案 自己株式の取得の件

1 議案の要領

第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会から1年以内に、当社普通株式を株式総数1,500,000株、取得価額総額30億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2 提案の理由

現在の当社の市場株価は低迷していますが、当社の手元現預金同等物は約162億円（2024年6月末時点）と、有利子負債残高42億円を大幅に上回っている状況ですので、自己株式取得によって資本効率を向上し、企業価値の向上、ひいては、株主共同の利益の向上を実現することが可能です。

当社はこれまで、株主還元施策の一環として、機動的な資本政策の遂行に向けた自己株式の取得を実施しており、本提案は、そのようなこれまでの当社の取組みとも整合的です。

特に本年については、当社は、株式会社デファクトスタンダード及びJOYLAB株式会社の株式を株式会社オークネットに29億円の譲渡価額で譲渡しておりますので、自己株式取得により資本効率を向上させるに当たって、適切なタイミングにあります。

そこで、提案者は、本定時株主総会から1年以内に、株式総数1,500,000株、取得価額の総額金30億円を限度とする自己株式の取得を実施することを提案します。

なお、第5号議案「剰余金の処分の件」に基づき剰余金処分を行った場合、本年度において総還元性向は100%以上となりますが、上記のとおり、特別利益の計上があり、当社の財務健全性や将来の成長投資の余力に対する影響は生じない見込みです。

【当社取締役会の意見】

当社の取締役会としては、第6号議案に **反対** いたします。

【反対の理由について】

第4号議案及び第5号議案の反対理由に記載のとおり、当社は総還元性向70%以上を方針として掲げ、成長投資と株主還元のバランスを図りながら中長期の成長を目指しておりますが、本提案においては、30億円規模の自己株式の取得という、総還元性向100%をゆうに超える規模での還元が提案されております。本提案は中長期的な視点を欠いていると考えられるため、当社取締役会は反対いたします。

なお、現在当社が発表している中期利益目標及び還元方針は、本提案の内容との両立が困難であるため、本提案が可決された場合には、目標及び方針の変更を行う予定です。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

1 議案の要領

当社の2016年12月15日の第17期定時株主総会において、既存の報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入することが承認されており、また、2019年12月20日開催の第20期定時株主総会において、①当該株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、取締役に対して年額2億円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限期間を1年間から5年間の間で当社取締役会が定める期間、又は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間のいずれかの期間とすること並びに③（i）当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を有すること、及び（ii）当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には当社の取締役会が正当と認める理由があることを譲渡制限の解除条件とすることにつき、承認されている（以下、改定後の譲渡制限付株式報酬制度を「本株式報酬制度」という。）。

今般、本株式報酬制度を改定し、以下の評価制度（以下「本評価制度」という。）を追加するものとする。

【評価制度】

初回の評価期間は、2025年9月30日に終了する事業年度から2027年9月30日に終了する事業年度までの3事業年度とし、以後、毎事業年度において、当該事業年度を含む連続する3事業年度が評価期間となるものとする。

本評価制度に基づき評価期間終了後に対象取締役に交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、（i）当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数（以下「基準交付株式数」という。）に、（ii）評価期間における当社の株主総利回り（Total Shareholder Return。以下「TSR」という。）に係る業績目標達成度（以下「業績目標達成度」という。）を乗じた株式数とする。

具体的な算定式は、以下のとおりとする。ただし、評価期間に占める対象業務執行取締役の在任期間の割合等に応じて合理的な調整を行うこととする。

- ・ 交付株式数 = 基準交付株式数 × 業績目標達成度
- ・ 基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役位等に応じて定められる株式数
- ・ 業績目標達成度：評価期間末日のTSR（％） ÷ 200（％）
※ただし、評価期間末日のTSRが200％を超える場合、評価期間末日のTSRは200％として業績目標達成度を計算するものとする。
- ・ 評価期間末日のTSR：以下の算定式に従って算定される。

$$TSR = (A+B) \div C (\%)$$

|||||

A：評価期間の末日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）

B：評価期間における当社普通株式1株当たり配当額の累計額

C：評価期間の初日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）

2 提案の理由

当社第24期有価証券報告書によれば、本株式報酬制度における基準額の設定については、「職責等に応じて設定する」とのみされています。

この点につき、金融庁の公表する「記述情報の開示の好事例集 2021」においては、「TSR（株主総利回り）やEPS（1株当たり利益）のように、投資家とのアライメントの観点でKPIを設定し、その内容を具体的に開示することは有用」であることが指摘されています。また、実際に、経営トップの中長期報酬額を決定する際にTSRを指標として導入する上場企業の割合が増えており、2023年には主な上場企業100社の29%が、TSRを、中長期報酬額を決定する際の指標として導入し、前年から5ポイント上昇しているとのことです（日本経済新聞「企業トップの報酬「株主重視」TSR採用、3割に拡大」（2024年5月21日））。

そこで、当社においても、経営陣と株主との価値共有を深化させるべく、TSRを譲渡制限付株式報酬の指標とすることを提案します。

[当社取締役会の意見]

当社の取締役会としては、第7号議案に **反対** いたします。

【反対の理由について】

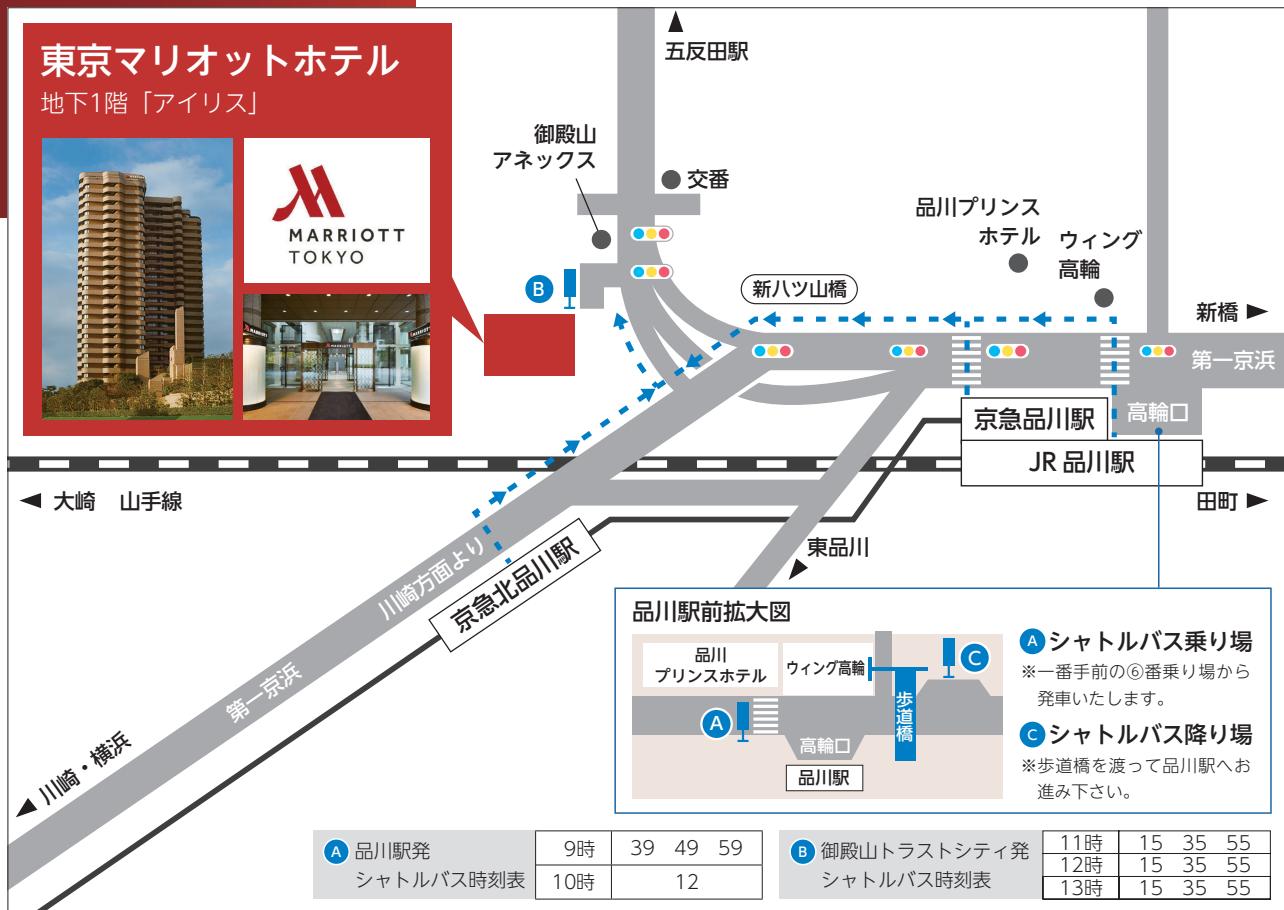
当社はすでに、譲渡制限付き株式（RS）を取締役の報酬に組み込んでおり、このRSは、営業利益に紐づく形で条件が決定されているため業績連動の報酬となっております。業務執行取締役のKPIとして非常に重要である営業利益に連動しており、本RSが付与されることにより一般株主と価値共有ができておりと十分考えられるため、TSRなど新たな指標の導入は不要と考えます。また、株主の提案する本報酬制度では、税務上の損金算入ができず、税務メリットを享受できないことが懸念されます。以上のことから、本提案に当社取締役会は反対いたします。

以 上

株主総会会場 ご案内図

■ 開催日時 2024年12月20日（金曜日）午前10時30分
（受付開始 午前10時）

■ 開催会場 東京マリオットホテル B1階「アイリス」
東京都品川区北品川四丁目7番36号



交通

電車

- JR各線 品川駅 高輪口より … 徒歩10分
- 京浜急行 北品川駅より …… 徒歩7分

バス

- JR品川駅（高輪口）より会場へのシャトルバス（御殿山トラストシティ行き）も運行されております。

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。